

令和3年4月27日付け県公報第204号公告（公募型簡易プロポーザル手続き開始）中、次のとおり訂正する。

ページ

2

行

下から8

誤

(1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD、当該地域の業務経験及び手持ちの業務量

イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組

ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性の評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低いものが2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

正

(1) 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性の評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。